



内容

I. 付加価値税

- 分割購入品の VAT 控除に関する 2017 年 4 月 25 日付税務総局発行オフィシャルレター1637/TCT-CS 号
- 輸出加工企業の工場建設に対する VAT0%に関する 2017 年 4 月 28 日付税務総局発行オフィシャルレター1714/TCT-CS 号

II. 個人所得税

- 1名有限会社（営業者は個人）の配当に対する個人所得税に関する 2017 年 4 月 14 日付税務総局発行オフィシャルレター1404/TCT-TNCN 号
- 個人所得税確定申告に関する 2017 年 1 月 16 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター527/CT-TTHT

III. インボイス

- インボイスの行政処罰に関する 2017 年 4 月 28 日付税務総局発行オフィシャルレター1703/TCT-CS 号
- 税務及び税関の分野に関する 2017 年 5 月 18 日付税務総局発行オフィシャルレター2067/TCT-VP 号

IV. その他

- 登録手数料に関する 2017 年 4 月 4 日付税務総局発行オフィシャルレター1279/TCT-CS 号
- 電子形式による VAT 還付に関する 2017 年 4 月 24 日付の財務省発行決定 710/QD-BTC 号



I. 付加価値税

分割購入品の VAT 控除に関する 2017 年 4 月 25 日付税務総局発行 オフィシャルレター1637/TCT-CS 号

2014 年 11 月 15 日より有効になる政令 91/2014/ND-CP 号第 2 条第 2 項によると、2,000 万ドン以上の支払証憑（現金以外）がない場合も、契約書における支払期限前の未払部分に対し仕入 VAT を控除できる。

政令 91/2014/ND-CP によると、納税者に対する行政手続きを低減するため、支払証憑（現金以外）がない場合も、契約書における支払期限がすでに到来している未払部分については控除条件を満たすと見なされ、控除した金額を調整する必要がない。

但し、銀行送金以外で支払う場合、企業は控除された VAT を申告・調整する必要がある。

留意点：2014 年 11 月 15 日以前、政令 209/2013/ND-CP 第 9 条第 2 項に基づき、契約書における支払期限がすでに到来しているが、企業が現金不使用で支払証憑がない場合、仕入 VAT を控除できず、控除した VAT を調整する必要があった。

輸出加工企業の工場建設に対する VAT0%に関する 2017 年 4 月 28 日付税務 総局発行オフィシャルレター1714/TCT-CS 号

通達 219/2013/TT-BTC 号第 9 条によると、輸出加工企業の建設、工事設置に対しては VAT0%の対象となる。

従って、企業が海外の輸出加工企業に対して、建設及び工事設置を実施する場合、VAT0%を適用できる。

輸出加工企業の建設、工事設置に対する商品、サービスの仕入 VAT も通達 219/2013/TT-BTC 号の条件を満たした場合、控除・還付を認められる。

II. 個人所得税

1 名有限会社の法人（営業者は個人）の配当に対する個人所得税に関する 2017 年 4 月 14 日付税務総局発行オフィシャルレター1404/TCT-TNCN 号

労働法 10/2012/QH13 号第 90 条及び通達 111/2013/TT-BTC 号第 2 条第 2 項に基づき、1 名有限会社の社長の配当は自身が支払う為、個人所得税の対象外になる。

但し、通達 111/2013/TT-BTC 号第 2 条第 3 項によると、1 名有限会社法人（営業者は個人）の法人税納付後の配当は資本金からの拠出である。当配当の課税対象判定は 2015 年 3 月 17 日付オフィシャルレター917/TCT-TNCN 号のガイダンスに基づく、



2015年1月1日以前に発生した配当は政令 65/2013/ND-CP 号第 3 条により課税対象になる。一方、2015年1月1日以降は政令 12/2015/ND-CP 号第 2 条第 4 項により免税対象になる。

個人所得税確定申告に関する 2017 年 1 月 16 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター527/CT-TTHT

2013 年度の個人所得税確定申告のガイダンスに関する 2014 年 1 月 24 日付の税務発行
オフィシャルレター336/TCT-TNCN 号の II.3 項によると、企業が個人に代わって個人所得
税の確定申告を実施するが、個人が税務局に直接申告する必要があると認識した場合でも、
提出済みの個人所得税確定申告書を調整する必要はない。

但し、企業は個人に確定した税額を明記した税務控除証明書を提供しなければならない。
また、個人が税務局に直接申告を実施する為に、書類の右側に下記の内容を記載する必要がある。

“..... 会社がリストフォーム 05A/BK-TNCN の行 (番号) で委任状により.....員に
代わって PIT 確定申告を実施する。

III. インボイス

インボイスの行政処罰に関する 2017 年 4 月 28 日付税務総局発行 オフィシャルレター1703/TCT-CS 号

政令 49/2016/ND-CP 号第 3 条第 4 項によると、インボイスを発行したが、作成していない
又は作成したが買手が受け取っていないインボイスの控えを紛失してしまった場合、
400 万ドン~800 万ドンを罰金として求められる。自然災害、火災又はその他の不可避な
出来事によってインボイスを紛失した場合は、罰金の対象とならない。

但し、盗難によりインボイスの控えを紛失される場合、税務局によると以下の要素に基づき
罰金免除となる。

- (i) 公安により承認される報告申請書
- (ii) 税務申告するかどうかの確認
- (iii) 企業法に厳守するかの確認

税務及び税関の分野に関する 2017 年 5 月 18 日付税務総局発行オフィシャル レター2067/TCT-VP 号

現行規定上、法人税の税務調査あるいは付加価値税還付申請における税務調査の際に、税務
局はインボイスの確認作業を行う必要があり、相当のコストと労力を要している。今後は時
間短縮及び国際標準へ近づくよう、財務省は、紙ベースのインボイスの使用を廃止し、電子
インボイスに切り替える旨の草案を政府へ提案した。



本草案が可決された場合、インボイス情報が随時に税務局へ集約され、税務局は企業の日々の売上、費用が把握できるだけでなく、インボイスの発行に関する異常取引も容易に発見することができるかと期待している。

IV その他

登録手数料に関する 2017 年 4 月 4 日付税務総局発行オフィシャルレター 1279/TCT-CS 号

本オフィシャルレターによると、企業は政令 139/2016/ND-CP 号第 5 条 1 項により初回に登録手数料の手続きを提出しなければならない。資本金又は定款資本金を変更する場合は国家情報システムと税務情報システムの情報を交換することができる為、登録手数料の手続きを提出する必要がない。

駐在員事務所及び事業所がサービス・商品の販売などの事業活動を行う場合は登録手数料の納付対象とされている。（付政令 139/2016/ND-CP 号の第 2 条による）

電子形式による VAT 還付に関する 2017 年 4 月 24 日付の財務省発行決定 710/QD-BTC 号

本決定によると、2017 年 5 月 1 日以降電子還付は全国（63 行政区）において開発される。（現時点まで 13 行政区において試験を実施）

電子還付手続きは輸出商品及び投資プロジェクトの VAT 還付手続きなどを含む。

但し、税務に対する電子取引のガイダンスに関する 2015 年 7 月 27 日付の財務省発行通達 110/2015/TT-BTC 号により、企業は税務局から承認を得る為に登録しなければならない。

税務総局は 2016 年 12 月 27 日付財務省発行決定 2790/QĐ-BTC 号におけるプロセスの規定により、税務局・納税者に対して電子還付実施についてのガイダンスをする責任がある。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>